

視聴覚固定物の利用に関する契約秩序の構築について

映像分野の著作権等に係る諸問題に関する懇談会ワーキング・グループ

(実演家の権利の在り方検討グループ)

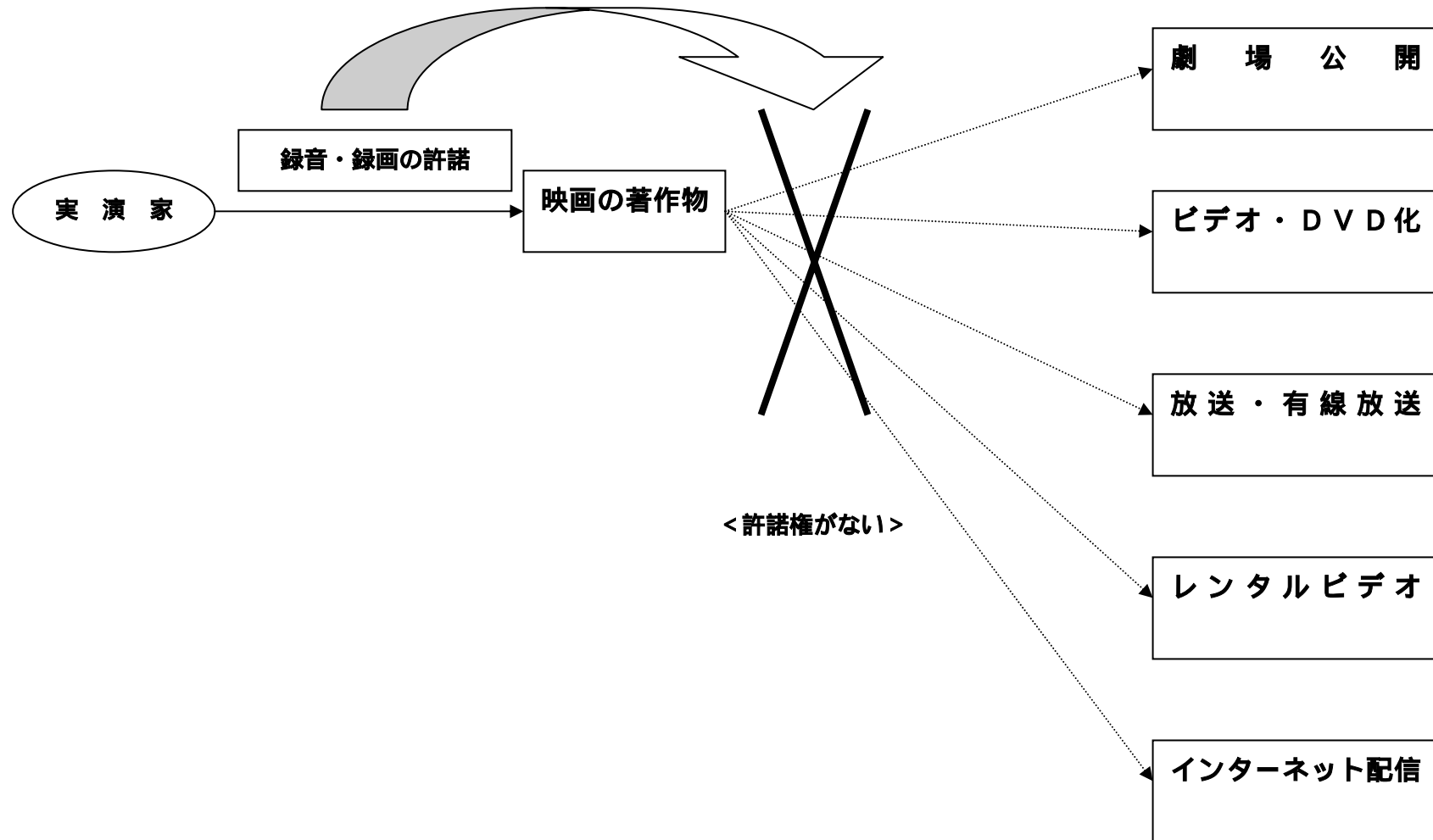
(第 1 1 回)

< 資 料 >

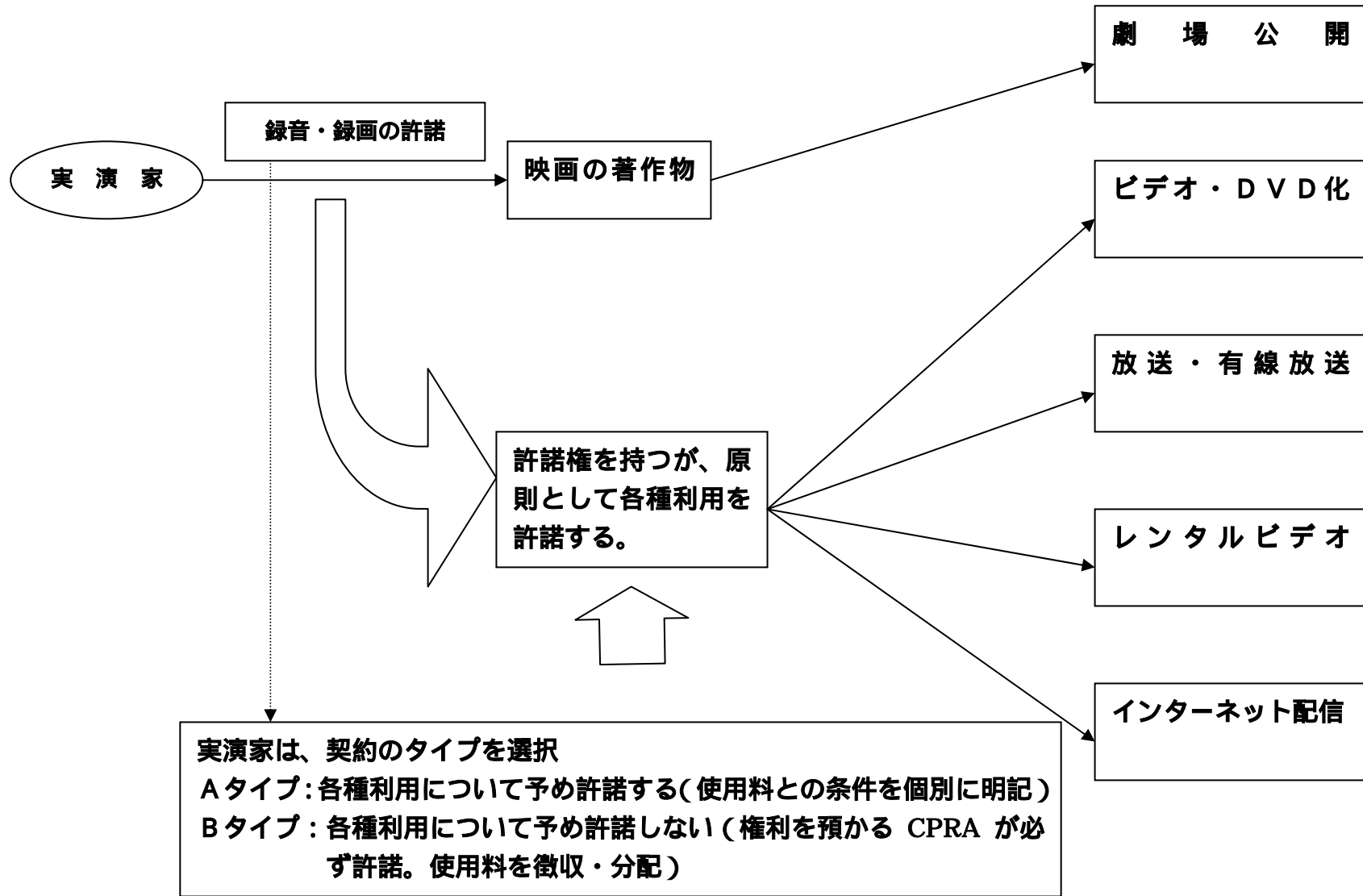
(社)日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター(CPRA)

2003年1月31日(金)

映画著作物における実演家の権利の現状



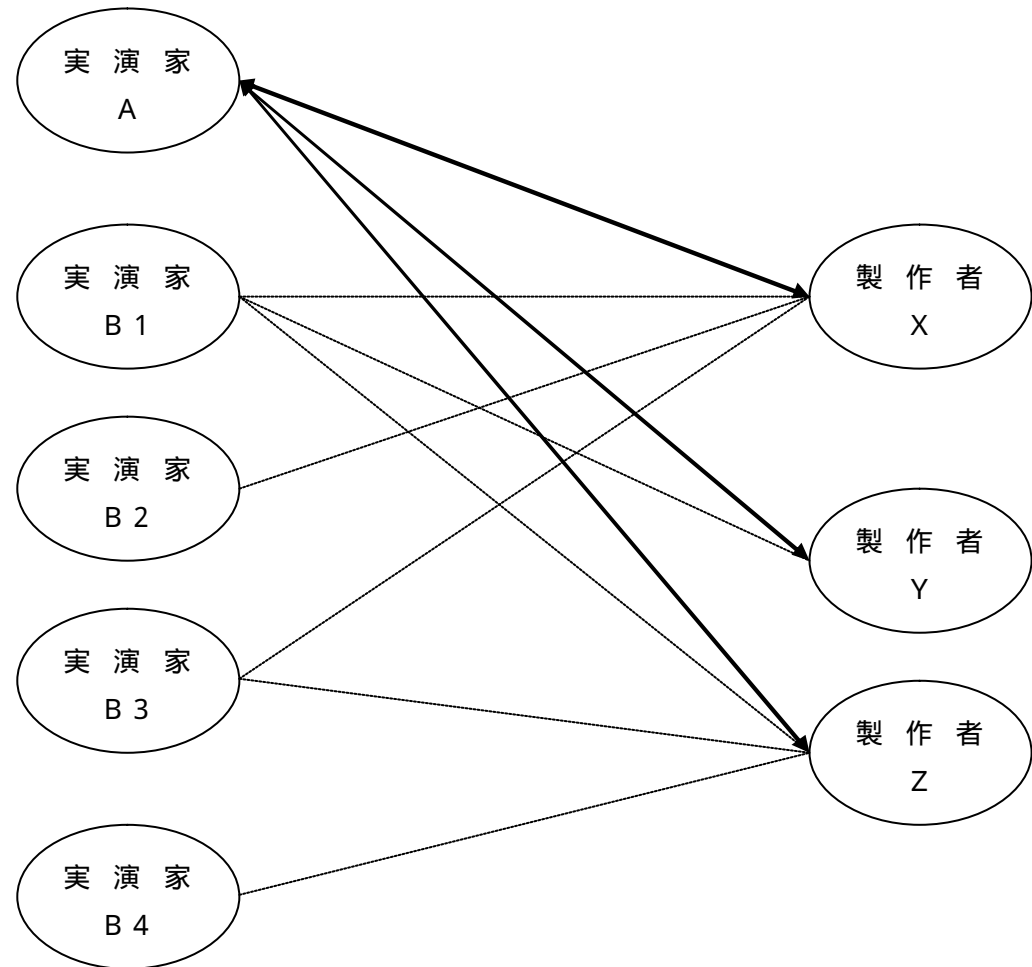
契約システム構築のための前提 - 実演家の許諾権の創設



Aタイプ契約：各種利用について予め許諾する

(使用料との条件を個別に明記)

実演家Aは、録音・録画時点での製作者らとの契約において、各種利用についても予め許諾・契約し、使用料についても取り決めておく。

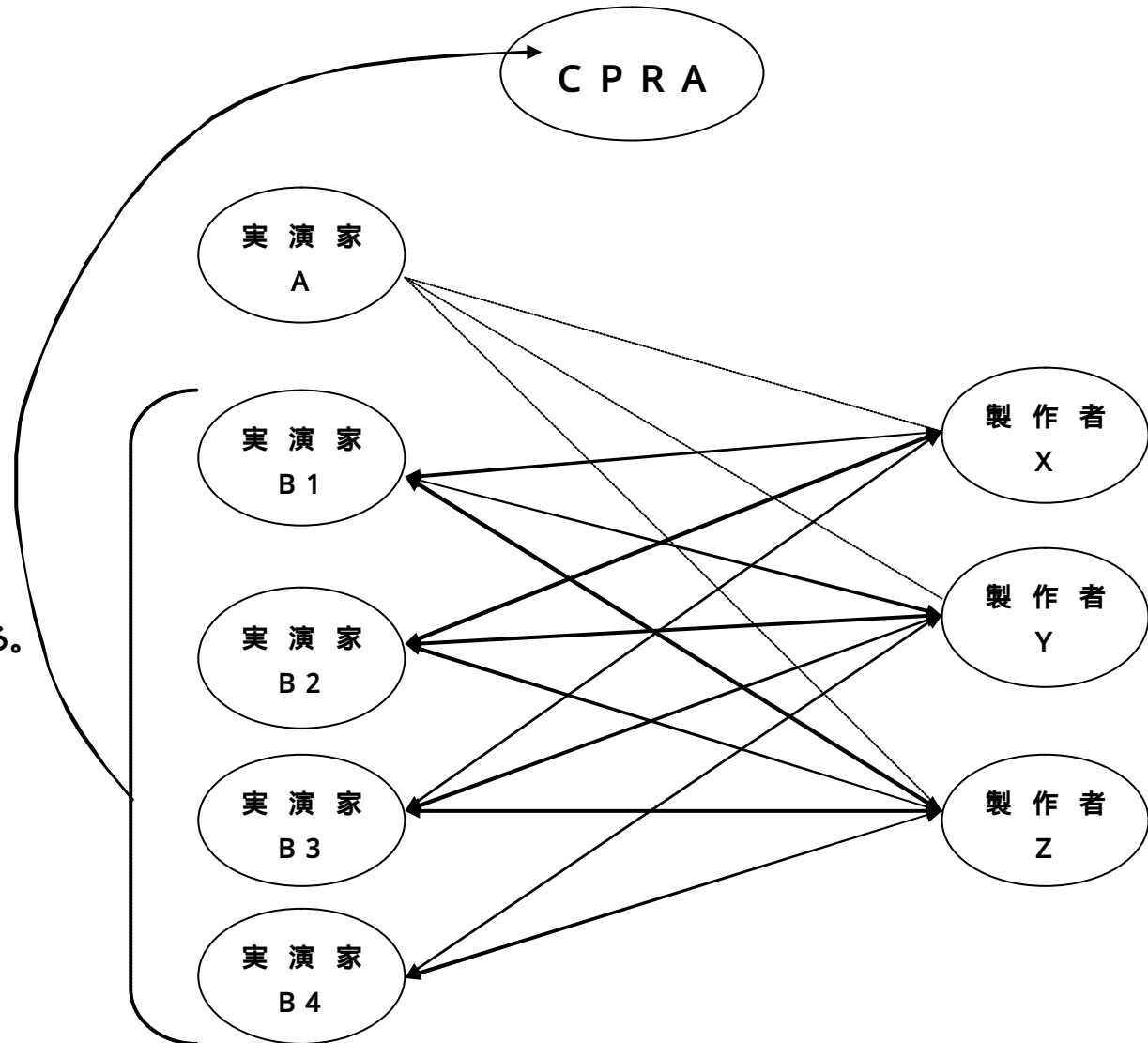


B タイプ契約：各種利用について予め許諾しない（その1）

（権利を預かる CPRA が必ず許諾。使用料を徴収・分配）

実演家 B 1 から B 4 は、録音・録画時点での製作者らとの契約において、その実演を映画に録音・録画することは許諾するが、各種利用については、許諾しない。

各種利用については、CPRA に権利の許諾及び使用料の交渉・決定を依頼する。



Bタイプ契約：各種利用について予め許諾しない（その2）

CPRAは、各種の利用を行う者らに原則として許諾を与え、使用料を徴収し実演家に分配する

